

松戸市新型インフルエンザ等 対策行動計画（案）

平成26年（2014年）11月
令和8年（2026年）7月改定

松戸市



目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の経緯と計画の位置づけ…………… 1
- 2 今般の計画の改定と見直し…………… 2
- 3 本市における新型コロナの対応経験…………… 2

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項…………… 4

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
- 2 実施上の留意点…………… 5
 - (1) 平時の備えの整理や拡充
 - (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え
 - (3) 基本的人権の尊重
 - (4) 危機管理としての特措法の性格
 - (5) 関係機関相互の連携協力の確保
 - (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応
 - (7) 学校等の教育施設における対応
 - (8) 感染症危機下の災害対応
 - (9) 記録の作成や保存、公表
- 3 対策推進のための役割分担…………… 9
 - (1) 国の役割
 - (2) 県の役割
 - (3) 市の役割
 - (4) 医療機関の役割
 - (5) 指定（地方）公共機関の役割
 - (6) 社会福祉施設等
 - (7) 教育施設等
 - (8) 登録事業者
 - (9) 一般の事業者
 - (10) 個人

4	行動計画の対策項目と横断的視点	14
	(1) 対策項目	
	(2) 横断的視点	
5	様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	20
	(1) 有事のシナリオの考え方	
	(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの大きな流れ）	

第3章 行動計画等の実行性の確保

1	EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	23
2	新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	23
3	多様な主体の参画による実践的な訓練等への参加	23
4	必要な見直し	23

第4章 各対策項目の考え方及び取組

第1節	実施体制	24
	1 準備期	
	2 初動期	
	3 対応期	
第2節	情報収集・分析	28
	1 準備期	
	2 初動期	
	3 対応期	
第3節	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	30
	1 準備期	
	2 初動期	
	3 対応期	
第4節	まん延防止	37
	1 準備期	
	2 初動期	
	3 対応期	

第5節 ワクチン	40
1 準備期	
2 初動期	
3 対応期	
第6節 医療	51
1 準備期	
2 初動期	
3 対応期	
第7節 検査	53
1 初動期	
第8節 保健	54
1 準備期	
2 初動期	
3 対応期	
第9節 物資	58
1 準備期	
2 初動期	
第10節 市民生活及び市民経済の安定の確保	60
1 準備期	
2 初動期	
3 対応期	

〈資料〉

- 1 用語解説
- 2 政府・県・市町村対策本部の関係
- 3 県医療計画・県感染症予防計画と千葉県インフルエンザ等対策行動計画との関係
- 4 松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例

第1章 はじめに

1 計画策定の経緯と計画の位置づけ

国は2005年（平成17年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、県も同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。その後、数次にわたり改定がなされ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下、「政府行動計画」）、県は同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「県行動計画」）を策定しました。

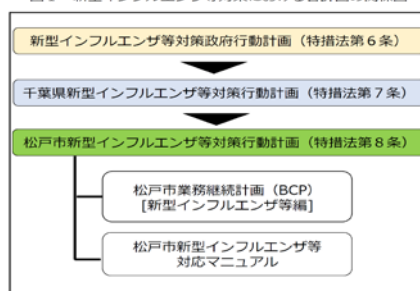
本市においては2008年（平成20年）11月に「松戸市新型インフルエンザ対応方針」、2009年（平成21年）3月に「松戸市新型インフルエンザ業務対応マニュアル」を作成し、2010年（平成22年）3月に「松戸市新型インフルエンザ対応方針」の改定を行いました。その後、市町村行動計画の作成が義務付けられたため、2014年（平成26年）11月に「松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」または「市行動計画」という。）を作成しました。

本行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものです。また、本行動計画を基に別途「松戸市新型インフルエンザ等対応マニュアル」（以下、「対応マニュアル」という。）及び「松戸市業務継続計画（BCP）[新型インフルエンザ等編]」（以下、「BCP[新型インフル等編]」という。）を作成し、具体的な対応を図るものとします。更に新型インフルエンザ等の感染症拡大の有事には市役所全体（以下、「全庁」という。）が一体となって対策を実施します。

なお、本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画、県行動計画と同様で、以下のとおりです。

- 感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）
第6条第7項 新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項 指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る）
- 感染症法第6条第9項 新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものに限る）

図1 新型インフルエンザ等対策における各計画の関係図



2 今般の計画の改定と見直し

本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、随時見直す必要があるため、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合は適時適切に改定を行うこととしています。

2024年（令和6年）7月には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等の感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われ、それを踏まえて県においても2025年（令和7年）3月、改定が行われました。

それを受け、本市においても2026年7月、市行動計画の抜本的な改定を行いました。

なお、国は政府行動計画に基づいて定期的なフォローアップを行い、おおむね6年ごとに計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるとしてはいますが、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合には、この期間にかかわらず、対応経験を基に政府行動計画の見直しを行うこととしています。

3 本市における新型コロナの対応経験

2019年（令和元年）12月末に世界保健機関（WHO）は中国・武漢で原因不明の肺炎が発生している旨を発表しました。その後、2020年（令和2年）1月9日にこの肺炎が新型コロナウイルスによるものであることを中国当局が報告し、WHOがこれを発表しました。同月16日に武漢市に滞在歴のある者が新型コロナウイルスに関連した肺炎患者であることが確認され、これが国内での初感染となり、それ以降、新型コロナは瞬く間に全国に拡大しました。なお、本市においては同年2月23日に初感染を確認しました。

国は国民に対し注意喚起するとともに、新型コロナ患者の対応について各自治体・医療機関に通知する他、専門家会議を開催するなど、対応に努めました。

また、県は同年1月22日に千葉県危機管理対策委員会専門部会を開催し、同月27日に新型コロナに関する市町村説明会を開催しました。

それを受け、本市では同年2月6日に市長を本部長とする、松戸市感染症対策本部（以下「市感染症対策本部」という。）を設置し、幹部職員が情報を共有するとともに、市の対応方針の検討を重ねました。

特措法、及び感染症法に基づき、国が対策を主導、都道府県が医療体制等をコントロールするとともに市町村に方針を指示、市町村がワクチン接種や市民・施設等に対する感染対策を推進しましたが、コロナウイルスの変異等による感染拡大に追いつかず、全国的に感染の波を繰り返す結果となりました。

本市においても市行動計画を作成していましたが、計画の想定を超える感染拡大に対応するため、計画には盛り込まれていない、機動性のある組織体制に変更し、新型コロナ対策を市の最優先課題として取り組みました。しかし、本市においても検査や療養病床の不足と、それに伴う救急搬送困難、外来受診困難などもあり、市民からは不安の声も多く寄せられました。

3年超にわたり、特措法に基づいて新型コロナ対応が行われましたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となることです。新型コロナ対応では全ての市民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うことになり、感染症によって引き起こされるパンデミック（感染症の世界的大流行）に対しては、危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになりました。

そして、感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時・有事に備えることが必要です。

第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

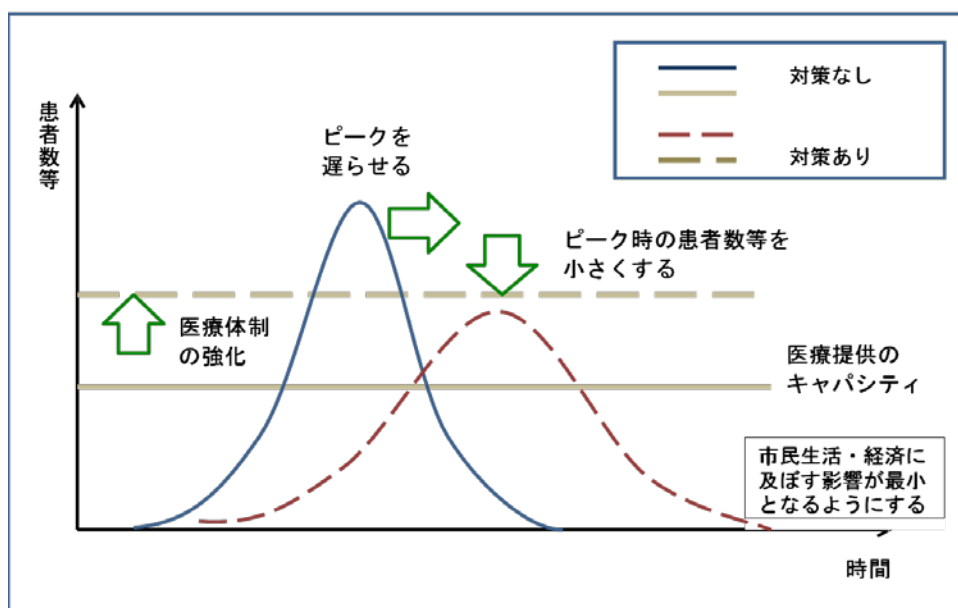
病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねません。本市は成田国際空港及び東京国際空港（羽田空港）にアクセスがよいため、その懸念は小さくないと考えられます。新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが罹患する恐れがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏った場合は医療提供体制のキャパシティを超えてしまう*ことを念頭におき、市としては、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として対策を講じていきます。

*本市は、近隣に比較して医療資源が豊かだが、医療提供体制は県全体で調整される

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 基本的な感染対策などの周知を通じて感染拡大を抑え、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、県が行う医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、県が行う医療体制の強化に協力することで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供に努めることにより、重症者数や死亡者数を減らす。

図2 対策の目的(1)の概念図



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務または市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法、その他の法及び政府及び県・市の行動計画または業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下のア～オまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立するとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者で共有しながら、その実施のために必要な準備を行う。

イ 県内・市内、及び都内での初発の感染事例発生時における初動体制の整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内・市内、及び都内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、市内における初発の感染事例について千葉県松戸健康福祉センター松戸保健所（以下、「松戸保健所」と言う）から報告を受けた際は、市としてすみやかに初動対応に動きだせるように整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えを万全なものとするために、市は常設の松戸市感染症対策委員会（以下「市感染症対策委員会」という。）を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーションなどの備え

感染症法や医療法等の制度改正による県内の医療提供体制等について、千葉県感染症予防計画を確認しておくとともに、有事の際にも市内において通常医療との両

立がなされるよう、松戸市医師会（以下、「市医師会」という）や市内医療機関等との連携やリスクコミュニケーション等について、平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

新型インフルエンザ等の発生時においても中止することのできない市民サービス（福祉サービス、ごみ収集など）や業務量が多くなる衛生部門の負担軽減、医療関連情報の有効活用、感染症に関わる専門職等の育成、松戸保健所との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的・精神的に健康であること並びに社会的に健全であることを確保することが重要です。このため以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるように対策を講じます。なお、対策の切り替えは県の対応方針に沿って実施します。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え

対策の切り替えは感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集及び適時適切なリスク評価の仕組みが国・県により構築されるので、市はその状況把握に努める。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画及び医療計画に基づいて医療提供体制を拡充するが、その範囲で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、県から感染拡大防止措置等が発せられるため、それを市民に周知し、協力を求める。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。対策の切り替え時期や内容は県の対処方針に基づくが、市における判断の指標や考慮すべき要素等（公共施設の使用基準や市民活動等）について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、個別の対策項目ごとに切り替えのタイミングの目安等が国・県から示されるので、市民等に周知する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を様々な年代の市民等に普及し、理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有によって、市民等が適切な判断や行動を取れるようにする。特にまん延防止等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意します。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性・病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられます。どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

松戸市感染症対策本部及び松戸市新型インフルエンザ等対策本部は、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）及び千葉県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請します。その場合、県は市からの要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うとしています。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えて準備を行うものとしています。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築。
- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上。
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化。
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知。

(7) 学校等の教育施設における対応

文部科学省新型インフルエンザ等対策本部が、2006年（平成18年）9月19日（2013年（平成25年）7月5日及び2018年（平成30年）10月1日改定）に作成した「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」に沿った対応を行います。

(8) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、及び避難所における感染対策、自宅療養中の方の避難のための情報提供等の体制整備を進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県（松戸保健所）と連携し、地域における状況を把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養中の方への情報提供、避難支援等を速やかに行います。

(9) 記録の作成や保存、公表

市は新型インフルエンザ等が発生した段階で、松戸市新型インフルエンザ等対策本

部における新型インフルエンザ等の実施に係る記録を作成、保存し、公表します。

なお、県は新規感染者やクラスター等に係る情報を公表するに当たり、個人情報保護に十分に配慮するとともに、混乱を避けるため、以下の取組を行うとしています。

- あらかじめ県と保健所設置市とで、公表内容等の考え方を共有する
- 県民や報道機関に対して公表を行う意味、目的及び状況に応じた対応を共有する
- 国からの情報提供や感染症の特性、感染状況等に応じて適宜対応を見直す

3 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割（県行動計画より抜粋）

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有します。また、WHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等及びこれらに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。国はこうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の発見の開発や確保に向けた対策を推進します。

平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て、対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

(2) 県の役割（県行動計画より抜粋し、一部を改変）

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフ

ルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行います。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を有しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応する必要があります。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備します。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要です。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。

さらに、県は地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関どうしの連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「県推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とするべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進します。

その他、平時から県衛生研究所や、感染症指定医療機関等の高い専門性を有する医療機関同士の連携の強化に努めます。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

国内外に限らず、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していきます。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴取します。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「県連絡会議」という。）を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図ります。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援します。な

お、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じます。

(3) 市の役割（県行動計画より抜粋及び加筆）

住民に最も近い行政として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を作成し、地域の実情に応じた必要な対策を推進します。また、対策の実施に当たっては、県推進会議など、保健所を中心とした地域におけるネットワークづくりの推進に協力し、県や近隣市と緊密な連携を図ります。

(4) 医療機関の役割（県行動計画より抜粋）

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染対策物資等の確保を推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の作成に積極的に取り組み、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、感染症法第36条に基づく医療措置協定（令和6年4月1日施行）による県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

(5) 指定（地方）公共機関の役割（県行動計画より抜粋）

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(6) 社会福祉施設等（県行動計画より抜粋）

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識や情報を得て、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要があります。

各施設においては「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を作成する等、組織的に対応できる体制の構築に努めます。

(7) 教育施設等

学校や学習塾等においては、子どもたちが集団で生活を送っていることから、そこでの集団発生にとどまらず、家族・地域への感染拡大につながる可能性があります。そのため、学校長や施設管理者、従事する職員、及びそこに通う児童生徒等が各々の年齢に応じて正しい知識や情報を得て、平時から感染症予防策を講ずることで、感染の拡大を抑えることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には学校保健安全法に基づいた対応も必要です。

(8) 登録事業者（県行動計画より抜粋）

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を作成し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努めます。

(9) 一般事業者（県行動計画より抜粋）

事業者について、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒液等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

(10) 個人（政府行動計画・県行動計画より抜粋）

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行い

ます。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践します。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等において分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の10項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ④まん延防止
- ⑤ワクチン
- ⑥医療
- ⑦検査
- ⑧保健
- ⑨物資
- ⑩市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目に含まれる内容を以下に示します。

① 実施体制（詳細は第4章1実施体制（1）準備期）

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな影響を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要があります。

このため、本市は、県及び近隣市等と連携を図り一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として健康医療や福祉関係の部門のみならず、全ての部署が協力する全庁一体的となった取組が求められます。

本市においては、平時から常設の市感染症対策委員会^アを開催し、連携体制等の確認や感染症に関する知識及び意識を高めます。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されるまでの間に市感染症対策委員会から、松戸市感染症対策本部等要綱により市長を本部長とする市感染症対策本部^イに移行し、準備期における進捗を確認し、庁内における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取組を推進します。

また、施策の立案や県及び関係機関との調整、早急な意思決定などの実効性と機動性をもつ組織として、副市長を本部長とする「(仮称) 新型インフルエンザ等対策実

行本部^エ（以下「市実行本部」という。）を設置します。

政府より新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、更に対策を強力に推進するため、速やかに、松戸市新型インフルエンザ等対策本部^ウ（以下「市新型インフル等対策本部」という。）を設置します。

なお、この他の会議体については、令和2年新型コロナ当時を参考にして必要に応じて別途協議のうえ設置します。

ア 松戸市感染症対策委員会

新型インフルエンザ等が発生する以前から、新型インフルエンザ等の発生に備え、健康医療部長、統括課及び関係課から構成される常設の委員会。定期に開催し、連携体制等の確認や感染症に関する知識及び意識を高める。

イ 松戸市感染症対策本部

国内並びに県内で新型インフルエンザ等が発生した場合、政府より緊急事態宣言が発出されるまでの間は、全庁が一体となり共通の情報に基づいた対策を進めるため、速やかに市長を本部長とする当本部を設置する。当本部については、政府より緊急事態宣言が発出された場合に備え、下記ウの新型インフルエンザ等対策本部と同一の委員で構成する。

ウ 松戸市新型インフルエンザ等対策本部

政府より緊急事態宣言が発出された場合は、措置への対応や、それまでの対策を踏まえた上で全庁が一体となった対策をより強力に推進する必要があるため、速やかに松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年松戸市条例第9号)に基づき、市長を本部長とする当本部を設置する。

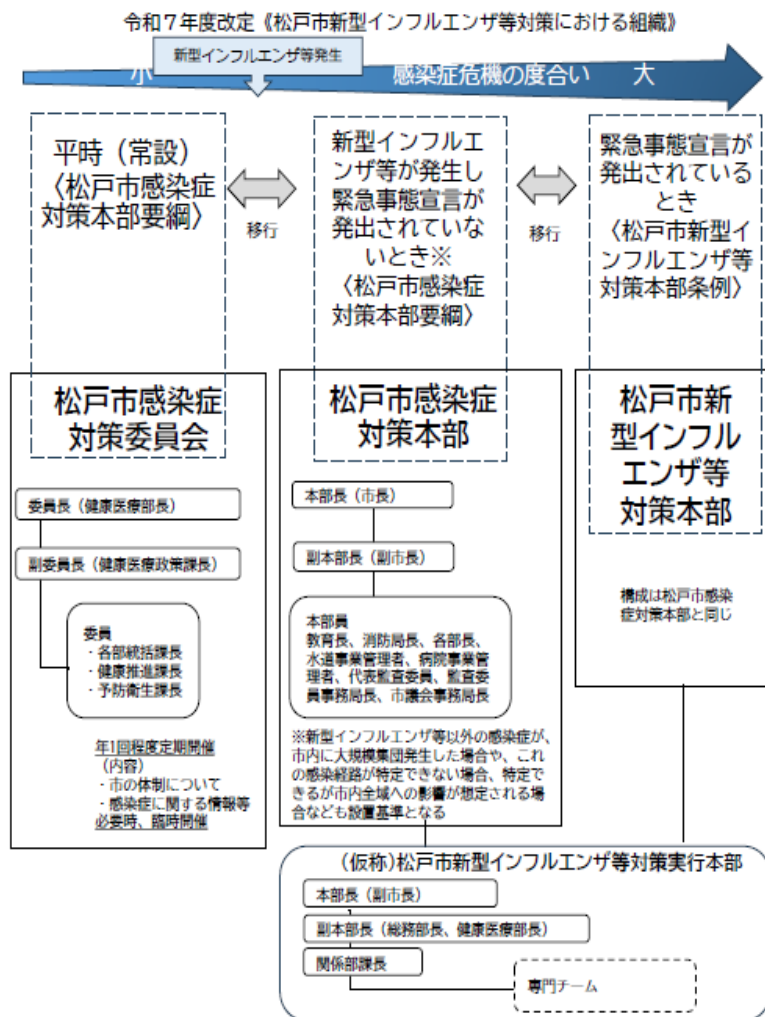
○本部長：市長 ○副本部長：副市長

○本部員：各部長 ○事務局：健康医療部健康医療政策課

エ (仮称) 松戸市新型インフルエンザ等対策実行本部

新型コロナにおいて臨時で設置した組織を参考に、副市長を本部長とし、総務部長、健康医療部長、及び関係部課長等で構成する。新規事業の立ち上げや県との調整、早急な決断などの実行力と機動力をもつ組織として、次の感染症有事においても緊急時には機動力が必要なことから、実施体制の一部として対策組織に位置付ける。

図3



参考 令和2年新型コロナ時の臨時体制

○感染症関連機関連携会議

県（松戸保健所）と市で市内の感染状況、医療状況、ワクチン接種の進捗などの情報を共有する、令和2年新型コロナ下において、臨時的に開催した会議。構成員は固定ではなく、主に市長、副市長、教育長、病院事業管理者、松戸市医師会長、松戸保健所長、東葛振興事務所長。関係部長、関係課職員が同席した。開催頻度も必要に応じ流動的。市長室にて開催。

○新型インフルエンザ等対策実行本部

副市長を本部長とし、関係部課長等で構成。早急に決断すべき事項の選定・判断、新規事業の立ち上げ等を行った。必要に応じ、本部内に①現状分析 ②感染対策 ③医療体制整備についての専門チームを設置。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報を収集し、可能な範囲で分析及びリスク評価を行うことが重要です。

そのため、平時から、効果的な情報の収集・分析、提供体制を整備するとともに、有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行います。新型インフルエンザ等の発生

時には、県が行う感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を参考に、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにします。

③ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

このため、市は平時から新型インフルエンザ等対策推進の目的を周知するとともに、基本的な戦略について関係機関と共有化を図ること、また、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、時期に応じたリスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

④ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済活動への影響を最小化するために、適切な医療の提供と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講じます。これによって感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に有効な治療がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。それらを実施しても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が特措法に基づき緊急事態宣言や、県がまん延防止等重点措置の地域を指定します。

特措法において、市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済に大きな影響を与えることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、実施している対策の縮小や中止等の見直しについて、必要に応じて県に対して要望します。

⑤ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守る

とともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。市は医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく必要があります。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たって、県や市医師会等の関係機関と連携し、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行います。

⑥ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

市は感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、県の予防計画及び医療計画を確認し、市内医療機関及び医師会等と、有事の対応について検討をしておく必要があります。

⑦ 検査

新型インフルエンザ等発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切り替えのためにも重要です。さらに、検査が必要な者が必要な時に迅速に検査を受けることが、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめ、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与します。

有事には県（松戸保健所）が行う検査の他に、民間事業者による検査の提供も期待できます。市は市内医療機関における検査や民間による検査の実施状況等を把握し、市民に情報を提供します。また、検査が滞るような状況が予想された場合には、県（松戸保健所）や市医師会等と連携・協力し、希望する市民が検査を受けられるよう支援します。

⑧ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、市は地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る必要があります。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に

行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

市は県から、感染者の健康観察や生活支援等の協力依頼があった場合、それに応じ、市民生活を支援します。そのため、平時からその対応方法について検討するとともに、職員の感染対策（個人防護等）の能力を備えさせておくことが必要です。

⑨ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分確保されるよう、平時から市においても備蓄等を行うなど、備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じます。また、物資が不足した場合は、その確保について市が県に要請します。

⑩ 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康への影響とともに、市民生活及び社会経済活動にも大きな影響が及ぶ可能性があります。市は新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨します。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行います。また、事業者や市民等は平時の準備を心がけ、自ら事業継続や感染防止に努めます。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項です。それぞれ考慮すべき内容は以下の通りです。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠です。

公衆衛生や疫学等、より専門性の高い人材育成は県により行われますが、市職員は県（松戸保健所）の要請に応じて感染者への生活支援等、直接的な支援を行う可能性があるため、平時から感染症に関する知識や技術を高めるための研修等を実施し、計画的に人材育成を進めます。

また、市職員だけではなく、医療機関、福祉施設、教育機関、事業所等においても新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員や従事者等にも共有する機会を

作り、医療機関や関係団体等による研修や訓練への参加等、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう、人材育成を平時から進めることが必要です。

イ 県及び近隣自治体との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、住民に最も近い行政単位である市の役割は極めて重要です。国が基本的な対処方針を定め、それを基に県が感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。

市は県の方針や対策の実情について、市民及び市内事業者等に周知するとともに、予防接種や住民の生活支援等の役割を担います。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、県(松戸保健所)との連携体制を平時から整えておくことが不可欠です。さらに、新型インフルエンザ等への対応では、県及び市の境界を越えた人の移動や感染の広がり等がこれまでの経験からも予想されるため、新型インフルエンザ等の発生時は県及び近隣自治体との連携が重要であることから、近隣自治体との連携についても平時における取り組み、準備が必要です。

ウ DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

近年取組が進みつつあるDXは、ICTやAI(エーアイ 人工知能)などのデジタル技術の進展は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用者等のデータの利活用促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理対応能力を向上させていくためには、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠です。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことが重要です。

市では、今後、国や県が行うDX推進のためのあらゆる取組を注視しつつ、市としての取組を具現化していくことで、今後の感染症危機に備えます。

5 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザ等や新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることを想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事の際に幅広く対応できるシナリオを作成します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等について考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行の早期収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化を織り込んだ想定とする。

各対策項目を設定する際には、次の3期に分けた構成とします。

	時期	内 容
1	準備期	予防や準備等の事前準備の部分(平時に準備しておくこと)
2	初動期	発生後の対応のための部分。詳細は(2)に記載
3	対応期	

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの大きな流れ)

前述(1)の有事のシナリオの考え方を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下のように有事のシナリオを想定します。市は時期ごとの対応の特徴も踏まえ、国が定める基本的対処方針及び県が定める対処方針に基づき感染症危機対応を行います。

初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

市は政府対策本部が設置されたときは直ちに、市感染症対策本部を設置し、県や関係機関等と連携しながら対応を行います。

対応期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

市感染症対策本部を設置後、県内・市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国の基本的対処方針、県の対処方針も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下の②から④のように区分します。

②病原体の性状等に応じて対応する時期

感染症の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえてリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。

④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

第3章 行動計画等の実行性の確保

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要です。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連をもつ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて対策を実施します。

感染者数や施設の感染状況等については、市が使用できるデータは国や県等が公表するものに限られますが、市で独自に入手可能な情報の活用についても検討していきます。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、これまで継続してきた備えの体制を維持及び向上させていくことはもとより、改定内容に応じた備えを整えていくことが重要です。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものです。このため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと有事への意識を高める取組を継続的に行うことが重要です。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の醸成・維持を図ります。

3 多様な主体の参画による実践的な訓練等への参加

「訓練でできないことは実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。市、医療機関、福祉施設等は自主的な研修や訓練のほか、国や県等が実施する訓練や研修にも積極的に参加し、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

4 必要な見直し

訓練や研修で得られた改善点や、県の計画の見直しによる制度の変化、市内医療機関や福祉施設、有事の際の関連施設等の状況の変化に合わせて、対応マニュアル等について、適宜必要な見直しを行います。

第4章 各対策項目の考え方及び取組

第1節 実施体制

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要です。そのため、あらかじめ、関係部署の役割を整理するとともに、有事の際の指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修等を通じた課題の発見や改善等を図るとともに、関係部署との連携を強化します。

(2) 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えます。常設の市感染症対策委員会における平時から有事までの庁内体制の確認の他、県等が主催する訓練への参加、市主催の訓練（個人防護具着脱訓練等）を実施します。（健康医療部、その他関係部署）

1-2 市行動計画等の作成や体制整備の強化

- ① 市は、国・県の支援の下、市行動計画を作成・改定します。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等から意見を聴取します。（健康医療部）
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保、及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、BCP〔新型インフル等編〕を作成・変更します。（全部署）
- ③ 市は、感染状況により短期間で準備が必要な業務や新たに生じる業務、及び感染拡大により一時的に業務量が過多となる事態を想定し、柔軟な庁内応援体制を整備します。（総務部、健康医療部）
- ④ 市は新型インフルエンザ等対策に携わる専門職や職員を国や県等が主催する研修に参加させ、知識や技術の向上を図ります。（健康医療部、その他関係部署、専門職員）

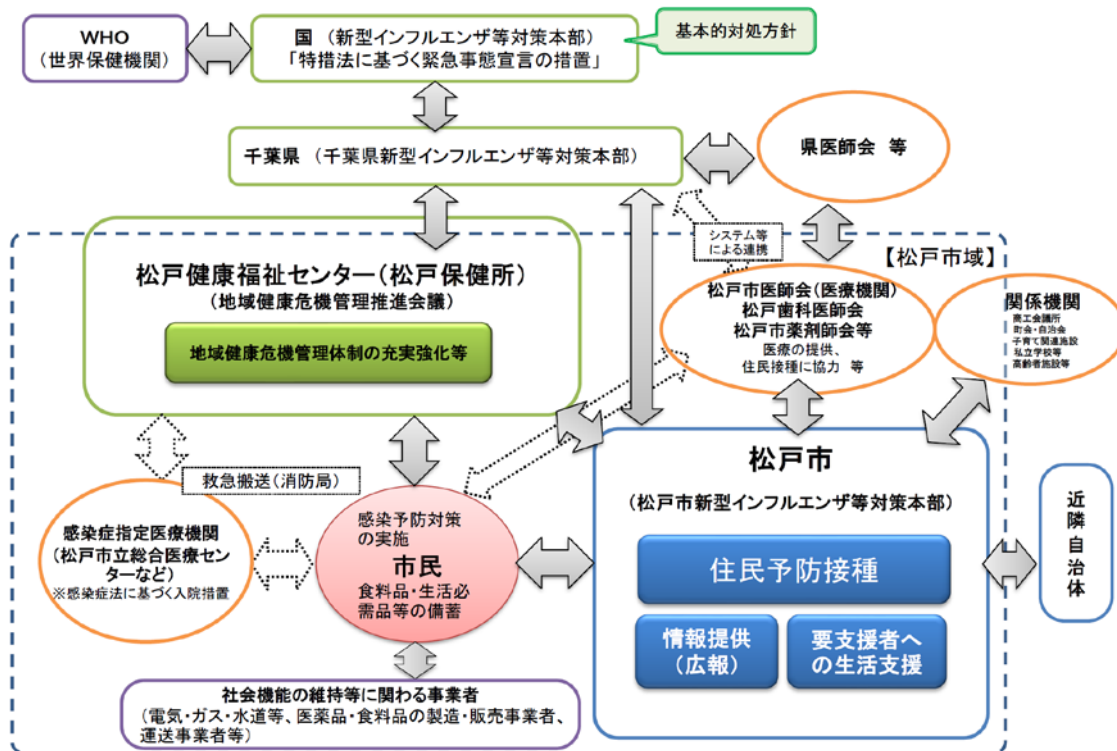
1-3 関係機関との連携強化

- ① 市は県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、情報共有、連携体制を構築します。（健康医療部）
- ② 市は新型インフルエンザ等の発生に備え、市内医療機関や松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会（以下、「三師会」という。）、社会福祉施設、その他

の関係機関と平時から情報交換等を始めとした連携体制を構築します。(健康医療部、その他関係部署)

図4

関係機関との連携(イメージ図)



2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急的かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期における検討等に基づき、市感染症対策委員会を状況に応じて市感染症対策本部に移行し、市及び関係機関における対策の実施体制の強化を図り、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国及び県(松戸保健所)から、新型インフルエンザ等の発生の疑いがあるとの情報を受けた場合には、市長に報告を行うとともに、庁内関係部署間で情報共有を行い、必要に応じて「実行本部」を設置し、今後の対応について協議を開始し

ます。(健康医療部、関係部署)

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ①特措法に基づき、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、市は直ちに市感染症対策委員会から市感染症対策本部に移行(設置)し、新型インフルエンザ等に係る措置の準備を進めます。(全部署)
- ②市は必要に応じて「1準備期」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。(全部署)
- ③発生した新型インフルエンザ等に罹患した場合の症状の程度が、季節性インフルエンザと概ね同程度以下と国が判断し、県が感染症法等に基づく基本的な感染対策に移行した場合には、市も同様に対応します。(健康医療部、関係部署)

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行*することを検討し、所要の準備を行います。(財務部、健康医療部、その他関連部署)

*特措法第70条の2第1項

3 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行が収束するまでの病原体の変異など、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の異変及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に最小限の影響で感染症危機に対応することを目指します。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

市感染症対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1 対策の実施体制

- ①市は県(松戸保健所)や三師会等の関係機関と連携し、市内及び近隣市区の感染症状況や市内医療機関の状況、及び県が行うリスク評価を踏まえた、新型インフルエンザ等対策を実施します。(健康医療部)

②市は、BCP〔新型インフル等編〕により、全庁の業務量を考慮しながら必要な庁内応援体制を実施します。(総務部、健康医療部)

③市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。(全部署)

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行*を要請します。(総務部)

②市は、市内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます**。(総務部)

*特措法第26条の2第1項

**特措法第26条の3第2項及び第26条の4

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援*を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保**し、必要な対策を実施します。(総合政策部、財務部、関係部署)

*特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

**特措法第70条の2第1項

3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

これらの措置の実施に係る考え方については「第4節 まん延防止」の記載を参照。

3-2-1 緊急事態宣言

市は緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市感染症対策本部から市新型インフルエンザ等対策本部に移行*します。市は市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。*

* (健康医療部、関係部署)

*特措法第34条第1項

**特措法第36条第1項

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされ、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく、市新型インフルエンザ等対策本部から市感染症対策本部、または状況によっては市感染症対策委員会に移行します*。(全部署)

*特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2節 情報収集・分析

1 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要となります。

情報収集・分析の対象となる情報は、国・県・市でそれぞれ異なりますが、感染症インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供します。

平時には、情報収集可能な内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1 実施体制

- ①市は、県から提供された情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては関係部署、関係機関等と速やかに共有します。また、公表可能なものについては市民等へ情報を提供します。(健康医療部、関係部署)
- ②市は、有事に備え、国や県が公表する感染症に関する情報の収集について、平時から体制を整備します。(健康医療部)
- ③市は、市民生活及び市民経済に関する社会的影響等の情報収集・分析方法について平時から検討・準備を行います。(市民部、経済振興部、関係部署)

1-2 訓練

市は、国や県が連携して行う新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練内容等について情報を収集し、市における体制の参考にします。また、市等は参加可能な訓練等については積極的に参加します。(健康医療部)

2 初動期

(1) 目的

初動期には、国や県の情報分析による新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報及びリスク評価について把握する等、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集を行います。

(2) 所要の対応

2-1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに当該感染症に関する情報を収集し、庁内及び関係機関との情報共有体制を確立し、対応策検討のための必要な情報分析を行います。（健康医療部、市実行本部、その他関係部署）

2-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、県から提供された情報や対策、及び市で得られた情報・分析による対策について、市民等に迅速に提供・共有します。（健康医療部、関係部署）

3 対応期

(1) 目的

県は、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報を収集・分析し、新型インフルエンザ等対策の決定等を行います。

新型インフルエンザ等の発生状況に応じて実施される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請は市民生活や経済活動に大きな影響をもたらすため、市は、県による情報収集・分析の状況、リスク評価を継続的に把握し、市の政策上の意思決定に反映します。

(2) 所要の対応

3-1 実施体制

市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意志決定及び実務上の判断のため、必要性に応じて情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直します。（健康医療部、市実行本部）

3-2 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や県による情報収集・分析から得られた結果や対策、及び市で把握した情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有します。（健康医療部、関係部署）

第3節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等がリスク情報及びその見方の共有等を通じて、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深め、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図り取組を進める必要があります。

新型インフルエンザ等が発生した際には、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握しておくことで、円滑な情報提供・共有を実現するための方法等について整理します。

(2) 所要の対応

1-1 平時における市民等への情報提供・共有

以下の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するように努めるとともに、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県が発信する情報を把握し、感染症に関する基本的な知識、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等及び、その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、庁内関係部署と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。

(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)

1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等が、感染症対策の妨げになること等についても啓発します。(総務部、健康医療部、その他関係部署)

1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI (人工知能) 技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。(総合政策部、その他関係部署)

1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行います。

1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ①市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人市民等及び視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮し、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)
- ②市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるように体制を整備します。(健康医療部、総合政策部)
- ③市は、市民等が感染症危機に対する理解を深めるための有用な情報源として、市による情報提供・共有について、市民等による認知度・信頼度が向上するように努めます。また市と保健所の管轄、感染症に関する権限や役割及び提供できる情報の違いについても、分かりやすく説明できるよう体制を整備しておきます。(健康医療部)

1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ①市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、円滑な情報提供・共有の実現のための方法等を整理し、必要な体制を準備します。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)
- ②市は新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるため、適した方法を事前に検討し、体制整備に努めます。(財務部、健康医療部、その他関係部署)
- ③市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、平時からリスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施します。(総

務部)

- ④市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談対応を実施するため、県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など必要と認める情報を市長に提供でき、市長からも県知事に情報提供を求めることができます*。(健康医療部)

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条、第44条等

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等の状況に応じ、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりすく的確な情報提供・共有を行います。

また、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努め、感染者等に対する偏見・差別等は許されないこと、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し発信する等、市民等の不安の解消に努めます。

(2) 所要の対応

市は、国の公表や県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、近隣市区等における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、市民等に対し、以下の通り情報提供・共有します。

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ①市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人市民等及び視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮をし、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)

- ②市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブページを作成し、政府関係省庁、県等の情報等を集約します。(総合政策部、その他関係部署)
- ③市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や関係機関等と情報提供・共有を行います。(健康医療部、その他関係部署)
- ④市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、適切に対応します。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)
- ⑤市は、市民等に対し、国の取組に関する留意事項のほか、他の自治体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。
準備期に整理したリスクコミュニケーションの実施体制について体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)
- ⑥市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談対応を実施するため、県から協力を求められることがあります。そのため、市がこのような対応をするにあたり、県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など必要と認める情報を市長に提供でき、市長からも県知事に情報提供を求めることができます。(健康医療部)

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)
- ②市は新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるため、事前に検討した方法を実施します。(財務部、健康医療部、その他関係部署)

2-3 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えること等が感染症対策の妨げになるので、状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有します。併せて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知します。(総務部、健康医療部、その他関係部署)

3 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等と、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を、迅速に分かりやすく提供・共有することで、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動を促す必要があります。

また、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努め、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有することで、市民等の不安の解消に努めます。

(2) 所要の対応

市は、国や県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外、近隣市区の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしなが、市民及び市内の関係機関等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行います。

3-1 基本的方針

3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

①市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人市民等及び視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮をし、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。（健康医療部、総合政策部、その他関係部署）

②市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブページを作成し、政府関係省庁、県等の情報等を集約します。（総合政策部、その他関係部署）

③市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や関

係機関等と情報提供・共有を行います。(健康医療部、その他関係部署)

④市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、国の定める公表基準等に則り、実施します。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)

⑤市は、市民等に対し、国の取組に関する留意事項のほか、他の自治体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行います。

準備期に整理したリスクコミュニケーションの実施体制を継続し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)

⑥市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民等からの相談対応を実施するため、県から協力を求められることがあります。そのため、市がこのような対応をするにあたり、県知事は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など必要と認める情報を市長に提供でき、市長からも県知事に情報提供を求めることができます。(健康医療部)

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

①市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、市民や関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や市に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。(健康医療部、総合政策部、その他関係部署)

②市は新型インフルエンザ等の発生時に市民等からの相談に応じるため、事前に検討した方法を継続します。(財務部、健康医療部、その他関係部署)

3-1-3 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、市民等に対し適切に情報提供・共有します。併せて、偏見・差別等に関する国、県、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、周知します。(総務部、健康医療部、その他関係部署)

3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおりに対応します。

3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

国内(県内・市内)での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを

念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられます。市民等からの感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握できていない場合は、その旨を含め、市としての政策判断の根拠を丁寧に説明します。また、市民等の不安が高まると、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないこと、感染症対策の妨げになること、及び個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することを説明します。また、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。（健康医療部）

3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

①病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられます。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点及びその理由等を含め、分かりやすく説明を行います。（健康医療部、その他関係部署）

②こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価により、影響が大きいとされる年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行います。特に影響の大きい年齢層に対しては、重点的かつ可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得ます。（健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署）

③特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、それに伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行います。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得ます。広報体制については、順次、縮小等の見直しを行います。（健康医療部、総合政策部、その他関係部署）

第4節 まん延防止

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

対策の実施等に当たっては主に県が公表する資料のデータを使用して、参考とする必要のある指標等の整理を平時から行うようにします。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組みます。

(2) 所要の対応

新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力や、情報リテラシーを高めるなど、冷静な対応をとることの必要性について理解促進を図るため、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について広報活動を行います。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、県設置の相談センター(未設置の間は松戸保健所、または市の専用ダイヤル等)に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事における対応策等について、平時から理解促進を図ります。(健康医療部、子ども部、学校教育部、福祉長寿部、その他関係部署)

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する必要があります。ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療体制で対応可能とするために、本市を含む近隣地域でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行います。

(2) 所要の対応

市は、国・県からの要請を受けて、BCP〔新型インフル等編〕に基づく対応の準備を行います。(全部署)

3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護します。

市は、まん延防止等対策の内容や対策の切り替え時期等については県の方針に従い、市は市民に理解・協力を求め、市民生活や市民経済活動への影響の軽減を図ります。

(2) 所要の対応

3-1 患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

市は、県による市民への要請等について周知等を行い、理解・協力を求めます。(健康医療部、市民部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)

表1 まん延防止に関して県が具体的な要請を行う内容(例)

- 感染リスクが高まる場所への外出自粛要請
- 都道府県間の移動自粛要請
- 重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請
- 緊急事態措置時の不要不急の外出自粛要請
- 基本的感染対策の継続
- 時差出勤、テレワーク、オンライン会議の活用の推奨等
- イベントの中止や貸館等の使用制限・利用停止等の要請
- 措置対象施設等での従業員に対する検査勧奨
- 学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖や休校等)の要請
- 公共交通機関に対し、運行方法の変更等を要請

※次の時期によって、県は要請の度合い(強弱)を変更します。

- 封じ込めを念頭に対応する時期
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

参考：千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画 平成25年11月 令和7年3月改定

3-2 要請等に対する市民からの苦情や意見等

市は、県による要請内容に関する市民からの問い合わせ、相談、苦情、意見等について丁寧に各部署で対応し、理解を求めます。市では対応したそれらの内容について県へ報告します。(全庁、健康医療部)

3-3 感染対策の強化

市は、まん延防止のため、感染拡大期においても事業を継続する必要がある福祉施設や事業所等に対し、感染対策の強化をお願いするほか、必要に応じ対策の助言を行います。(健康医療部)

第5節 ワクチン

1 準備期

(1) 目的

ワクチン接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、市は三師会、市内医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行います。

(2) 所要の対応

1-1 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

①市は特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をします。（健康医療部、その他関係部署）

②市は、国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をします。（健康医療部、その他関係部署）

1-2 ワクチン接種に必要な資材の準備

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等について確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるようにします。（健康医療部）

表2 予防接種に必要となる可能性がある資材（委託の場合は、市の準備範囲について委託先と協議）

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計、パルスオキシメーター ・ 酸素ボンベ、酸素マスク、カニューレ ・ アンビューバック ・ AED（会場に設置されているもの） ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ 記録用紙	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（各サイズ） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 注射用絆創膏 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印、スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ、メモ紙、マジック等 <input type="checkbox"/> 各種説明用紙
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机、椅子、パーティション <input type="checkbox"/> スクリーン、簡易ベッド <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 養生テープ <input type="checkbox"/> 冷蔵庫/保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷蔵庫・冷凍庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-3 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者の事前登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者の把握をします。また、医療機関（集団接種会場を含む）単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。（健康医療部）

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市は、三師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を整備します。その際、集団接種会場については委託することも含めて検討します。（健康医療部）

1-4-2 特定接種

①新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制を構築しておくことが求められます。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、体制を構築します。（総務部、健康医療部、その他関係部署）

②特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告することになるため、市職員等については市で把握して報告します。（総務部、健康医療部）

1-4-3 住民接種

平時から以下（ア）～（ウ）に記載の迅速な予防接種を実現するための準備を行います。

（ア）速やかにワクチンを接種するための体制の構築

a 市は、住民接種については、国及び県の協力を得ながら、希望する市民等が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市内医療機関及び医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう、接種の流れを確認しておきます。

- i 接種対象者
- ii 市職員等、人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健福祉センター、学校、スポーツ施設等）及び運営方法の作成

- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国・県及び市間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の作成

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、基礎疾患や高齢者等の接種対象者を推計する等、住民接種のシミュレーションを行います。また、高齢者施設の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署（福祉長寿部、子ども部）と連携し、接種体制を検討します。

基礎疾患のある者が全世代に含まれていることや、医療従事者や介護従事者等は先行的な接種が予想されることから、概算表（表3）を参考に、これらを考慮して試算します。

表3 松戸市における接種対象者数の考え方

対象者			試算方法
松戸市の総人口			松戸市人口統計 ○年○月○日現在
① 医学的ハイリスク者		A	
内 訳	基礎疾患のある者	B	
	妊婦	C	○年度母子健康手帳交付者数
② 小児		D	E+G~J（Fを含めない場合もあり得る）
内 訳	乳児（1歳未満児）	E	松戸市人口統計 ○年○月○日現在
	乳児（1歳未満児）の保護者※	F	対象児×2人
	幼児（1歳～就学前）	G	松戸市人口統計
	小学生	H	○年○月○日現在
	中学生	I	
	高校生相当	J	
③成人		K	総人口-A-D-L
④高齢者		L	
内 訳	在宅高齢者（65歳以上）	M	松戸市人口統計-N ○年○月○日現在
	高齢者施設入所者	N	松戸市統計書
合計			A+D+K+L（Fを含めない場合もあり得る）

※乳児（1歳未満児）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者とする

c 接種に必要なとなる医療従事者の確保数については、接種方法や会場数、開設時間の設定等により異なります。市は、どのような体制をつくる場合においても、市内

医療機関及び三師会等の協力を得ることが不可欠であることから、その検討過程において、関係機関等と十分に協議をして整備します。

また、市内公共施設を集団接種会場とする場合は、平時に当該施設を利用している市民等への影響も大きいことから、会場の選定等については関係部署で協議します。集団接種会場となる候補地、従事者とその役割、及び接種対応予定数あたりの従事者数は、表5をもとに推計します。

表4 集団接種会場における従事者の役割と職種（新型コロナ時を参考）

役 割	職 種
予診	医師
接種	医師、看護師
接種補助者	看護師、事務職員
薬剤充填	薬剤師、看護師
接種後の状態観察	看護師
救急時対応	医師、看護師、事務職員
受付、検温、案内・誘導、予診票確認、接種済み証明の発行	事務職員

表5 接種方法、会場（仮）、必要となる従事者の推計方法（新型コロナ時を参考）

接種方法	会場 (集団については候補地)	1時間ごとの接種対応 予定数 ※会場ごとに異なる	従事者			
			医師	看護師	薬剤師	事務
集団	※従事者数考え方の基準 接種者●●人に対する最少人数を設定→		●人	●人	●人	●人
	スポーツ施設(体育館)	60~180人	●~9人	●~16人	●~4人	●~12人
	市民センター	60~75人				
	保健福祉センター	60~75人				
	小学校体育館	15~20人				
個別	各医療機関	診療日、診療時間、従業員数等を踏まえ、1週間あたりの接種可能数を市に申告する				

d 市は、集団接種会場内の配置や動線、配慮事項等について、以下の内容等を対応マニュアルに示します。

表6 集団接種会場内の設置ブースや注意事項等

会場内の配置	動線等の注意事項	その他配慮事項等
【接種者が通る場所】 ・受付場所+受付待合場所 ・問診場所+問診待合場所 ・接種場所+接種待合場所 ・接種後の経過観察場所 【その他、必要となる場所】 ・ワクチン準備場所 ・ワクチン保管場所 ・接種に必要な物品の保管場所 ・救急対応場所 ・従事者控室（兼休憩場所） 【会場により必要となる場所】 ・駐車場 ・駐輪場	・接種者の動線が会場の入口から出口まで交差しない（一方通行） ・それぞれの場所で人の滞留が起こらないようにする	・視覚、聴覚、その他障害のある方や、高齢者、妊婦等への配慮 ・未使用ワクチンの適正保管 ・充填後のワクチンの管理（室温や遮光） ・冷暖房を使いながら十分な換気を行う ・廃棄物の適切な処理

（イ）接種推進のための他市医療機関との連携

市は、円滑な接種実施のため、システムを活用して全国の医療機関と契約を結ぶ等、松戸市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。

（ウ）体制構築検討のための連携

市は、速やかに接種できるよう、三師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所・時期・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-5 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性、安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について市ホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。（健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署）

1-5-1 住民への対応

予防接種については様々な考えを持つ方がいることに配慮して進めることが必要です。WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの重要性が指摘されています。平時に行われている定期予防接種の段階から、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、また、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進めます。（健康医療部）

1-5-2 市における対応

市は、予防接種の実施主体として、市内医療機関、三師会等の関係団体との連携の

下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供を行います。(健康医療部)

1-5-3 庁内連携・応援体制

新型インフルエンザ等発生時に臨時に実施することになる予防接種については、規模が大きくなるため、平時に定期接種を担う部署のみでは対応が困難です。そのため、関係部署との連携を図り、対象者の把握、会場の確保、実施方法の周知等を実施します。また、集団接種会場等の運営については、限られた部署だけで対応することは困難なため、全庁で対応します。(全庁)

1-6 DXの推進

- ①市は、平時に活用している予防接種関係のシステム(健康管理システム)が、国が整備するシステム基盤と連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示すシステムに関する標準仕様書に沿って、整備します。(総務部、健康医療部)
- ②市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種通知を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるように準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては紙の接種券を郵送する等、通知方法に配慮します。(総務部、健康医療部、その他関係部署)
- ③市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。(総務部、健康医療部)

2 初動期

(1) 目的

準備期に整備した接種体制等に基づき、国や県からの支援を受けながら、速やかに接種体制の構築を行います。

(2) 所要の対応

2-1 接種体制の構築

市は、準備期1-4-3(ア)に基づき、接種に必要な資材、会場、医療従事者の確保等、接種体制の構築を行います。(総務部、健康医療部)

2-2 特定接種

国が特定接種を実施すると判断した場合、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、三師会等の協力を得て、その確保を図ります。

また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者を確保するため医師会等

の協力が得られるように、必要な支援を行います。(健康医療部)

2-3 住民接種

2-3-1 専門部署の設置と庁内応援体制

接種業務に関しては、事前準備、実施、事後処理まで、後述 2-3-2 に示すように膨大な業務量が見込まれます。そのため、当業務を専門とする部署を直ちに設置します。また、軌道に乗るまでの業務量とそれ以降の業務量とでは違いが出ることや、集団接種等では会場における職員配置も必要なことから、全庁的な応援体制を確保します。(総務部、健康医療部)

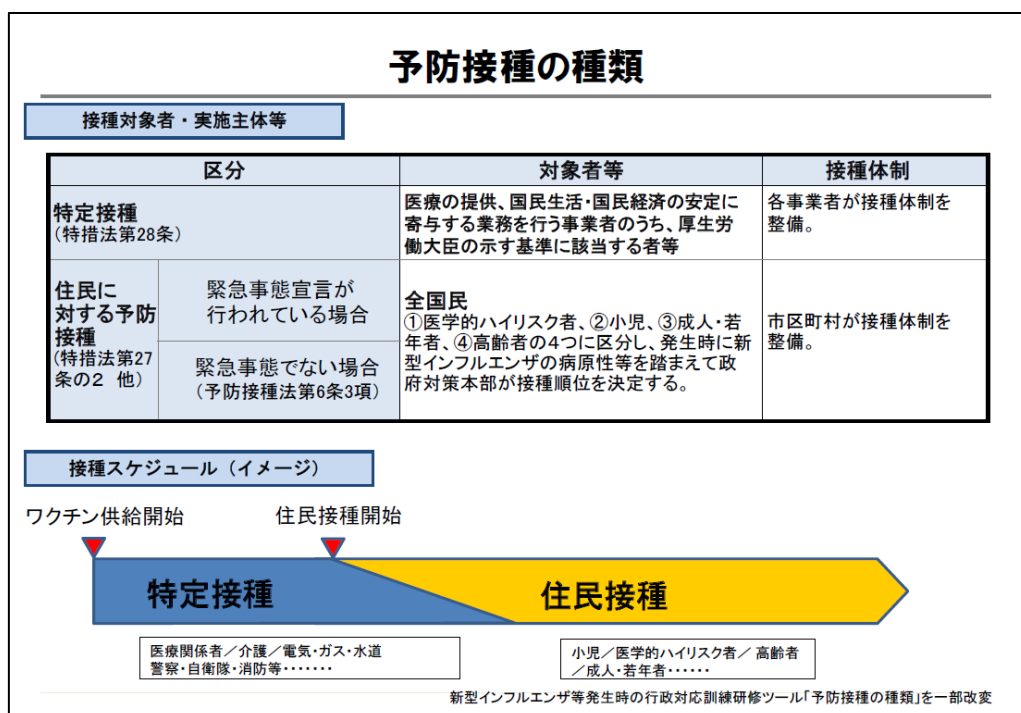
2-3-2 接種に関する業務

- ①目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、準備期 1-4-3 の概算票を参考に、住民基本台帳に基づく人口や年齢、高齢者施設の入所者等の情報、接種記録などを管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行います(健康医療部、市民部、福祉長寿部、その他関係部署)
- ②予約システムの構築、接種に関する問い合わせやシステムを使えない方や問い合わせの対応、データ入力、医療職も含めた接種会場のスタッフ等、外部委託できる業務については積極的に外部委託します。
委託では十分な確保が困難と思われる集団接種に従事する医療従事者(医師、看護師、薬剤師等)については、市内医療機関、市医師会・薬剤師会等の協力を得て、確保を図ります。(健康医療部)
- ③ワクチンの必要数の試算と確保・保管・配送方法等を検討します。また、接種に必要な資材は準備期 1-2 を参考に準備・確保します。(健康医療部)
- ④ワクチン接種に関する周知方法、対象者への勧奨方法等を検討、実施します。(健康医療部)
- ⑤早期に多人数に接種をする必要性が生じた場合には、集団接種と個別接種を併用します。また、市民の様々な生活形態にも合わせ、週末の実施や、医療機関では休診日や時間外の実施を検討するなど、接種人数に合わせた体制を構築します。(健康医療部)
- ⑥高齢者施設や社会福祉施設等に入所中など、集団接種会場や医療機関での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県及び関係機関・団体等と連携して、接種体制を構築します。(福祉長寿部、健康医療部)
- ⑦医療機関以外に接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出をします。(健康医療部)
- ⑧医療機関以外で接種する場合は、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等、予防接種事務のデジタル化に必要な整備を行います。(総務部、健康医療部)
- ⑨集団接種会場においては、救急対応できるよう救急処置用品を準備し、適切に保管

します。また、実際に発生した場合に備え、当日は役割を確認するとともに、搬送先医療機関や消防機関とも円滑な連携を図れる体制を整備しておきます。(健康医療部)

- ⑩感染性産業廃棄物の保管から運搬まで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守し、廃棄物処理業者等と回収量や頻度など、必要な体制を整備します。(健康医療部)
- ⑪感染予防の観点から、準備期 1-4-3 表6 に示したように、集団接種会場においては、接種者の動線が一方向で交差しないこと、それぞれの場所で滞留がおきないようにすること、待合では一定の間隔を保つこと、十分な換気を行うことなどの物理的な配慮、及び要配慮者への対応も可能となるように準備します。(健康医療部)

図5 予防接種の種類 (イメージ)



3 対応期

(1) 目的

準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチン接種を実施します。また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の配置など、接種状況等を踏まえた柔軟な運用が可能となるよう、随時体制の見直しを行います。

(2) 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給と調整

- ①市は国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況等を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績を踏まえ、特定の医療機関や集団接種会場に接種希望者が集中しないよう、ワクチン割り当て量の調整を行います。
- ②市は国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能数等に応じて割り当てを行います。
- ③市は国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県に状況調査や調整を要請するとともに、市の在庫を含む偏在等の状況を把握し、融通等を行います。ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用することも含めて地域間での融通等の調整を行うとともに、市は発注の段階においても留意します。(①～③健康医療部)

3-2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき、接種を実施します。(全庁)

3-2-1 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。(健康医療部)

3-3 住民接種

3-3-1 予防接種体制の構築

- ①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。
- ②市は、接種状況を踏まえ、実施会場の追加・閉鎖等を行います。
- ③市は、各会場において適切な運営(設営、人員配置、ワクチンを含む資材の確保、問診接種等の実施、感染対策等)を継続します。
- ④発熱等により予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないように周知するなど、接種会場内における感染対策を図ります。
- ⑤医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、主治医やかかりつけ医による接種が可能な場合は、それを優先します。会場において接種する場合は、接種にかかるリスク等も考慮して、予診及び副反応に関する情報提供を丁寧かつ慎重に行います。
- ⑥医療従事者、入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、勤務先や療養を担当する医療機関において接種します。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢

者支援施設等に入居する者であって、担当（施設にあつては提携先等）の医療機関における接種が困難な場合は、訪問による接種も検討します。

⑦市は高齢者施設、社会福祉施設等に入所中など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部署及び三師会等と連携し、接種体制を確保します。

（①～⑦健康医療部、その他関係部署）

3-3-2 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。（健康医療部）

3-3-3 接種体制の拡充・縮小

感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種会場の増設や廃止、医療機関を中心とした体制への移行など、接種体制を適宜見直します。（健康医療部）

3-3-4 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用した接種記録の適切な管理を行います。（健康医療部）

3-4 健康被害救済

①予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等の申請に基づき、国は審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行います。給付はその結果に基づいて行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体（国など）、住民接種の場合は市となります。

②住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民登録をしていた市になります。

③市は予防接種被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、被接種者等からの相談への対応を適切に行います。（①～③健康医療部）

3-5 情報提供・共有

①市は、市が実施する予防接種に係る以下の情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。（健康医療部、関係部署）

- ・接種体制（集団接種、個別接種）
- ・実施場所（集団接種会場や医療機関）
- ・通知や申込方法
- ・接種日時、ワクチン等の種類
- ・副反応疑いの報告や健康被害救済申請の方法
- ・相談窓口 他、必要な情報

②市は、パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報活動を推進するとともに、定期や任意の予防接種の接種率低下によりこれらの対象疾病まん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期予防接種等の必要性等の周知にも取り組みます。(健康医療部、関係部署)

3-5-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、必要な情報を提供します。(健康医療部)

3-5-2 住民接種に係る対応

①市は実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。

②特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に行うものであるため、以下のような状況が想定されます。

- ・ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている
- ・ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている
- ・ ワクチンの有効性、安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる
- ・ 平時の予防接種では実施していない接種体制が取られることによる、混乱が起こり得る

③上記の想定を踏まえ、広報活動に当たっては以下のような点に注意します。

- ・ 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える
- ・ ワクチンの有効性・安全性についての科学的な情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える
- ・ 接種の時期、方法等、市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える

(①健康医療部、関係部署 ②～③健康医療部)

第6節 医療

「医療体制」については、県が予防計画及び医療計画に基づき、体制を整備します。また、有事においては県が入院等を含めて県全体で調整します。市は、県の調整や対策に協力すること、及びその対策を市民にわかりやすく周知することが主な役割となります。また、市内診療所や医療機関等の外来がひっ迫し、通常医療との両立が困難になった場合は、県や市医師会等とその対応について協議することが必要になります。

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大による地域の医療資源（医療人材や資材等）のひっ迫が予想されます。その対策として、県が作成した予防計画及び医療計画を、市は有事に備えて確認しておきます。

また、市は平時から国・県及び市内の感染状況を注視し、市医師会等と情報を共有するなど、感染症の流行に備えます。

(2) 所要の対応

市は国内の感染状況や千葉県感染症情報センターが発信する情報等を確認し、平時でも定期的に市内の感染状況等を市民に周知するなど、感染症への意識が低下しないようにします。

また、医療機関や社会福祉施設等及び学校などの教育施設では、平時から感染対策を心掛けます。

新型インフルエンザ等ではない感染症（季節性インフルエンザ等）の流行時にも、市医師会等の関係機関や関係部署と情報を共有し、市内の医療提供体制の状況を把握します。（健康医療部、その他関係部署）

2 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、市民に適切に医療が提供されるよう、県が行う医療体制の整備に協力します。また、市として必要な体制を検討しながら、市内医療機関及び市医師会等との連携を図ります。

(2) 所要の対応

2-1 市内医療機関及び市医師会等との連携

市は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生により、

市内医療機関の受診者増がみられてきた場合、外来等のひっ迫状況（予約が取れない、受診ができない、電話が繋がらない等）を確認し、市内医療機関及び市医師会等と情報共有するとともに、必要な対策を検討します。（健康医療部）

2-2 市民への対応

市内医療機関の医療提供体制や受診方法等について、県と連携し、第3節 情報提供・共有、リスクコミュニケーションの内容を踏まえて適切な方法で市民へ周知をします。（総合政策部、健康医療部）

3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、全国的に急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。そのため、市民に適切に医療が提供されるよう、県が行う医療体制の整備に協力します。また、市内医療機関及び市医師会等との連携を強化します。

(2) 所要の対応

3-1 市内医療機関及び市医師会等との連携

市は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生により、市内医療機関の受診者増がみられてきた場合、外来等のひっ迫状況（予約が取れない、受診ができない、電話が繋がらない等）を確認し、市内医療機関及び市医師会等と情報共有するとともに、初動期に検討した対策を継続し、適宜、対策の見直しをします。

3-2 市民への対応

市内医療機関の医療提供体制や受診方法等について、県と連携し、適切な方法で市民へ周知をします。（総合政策部、健康医療部）

第7節 検査

検査に関しては、県が新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備や、そのために必要な人材の育成を進めます。また、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、予防計画に基づく検査体制の見直しを行います。市は、有事においては検査の必要性やその体制について、市民に分かりやすく周知や説明をすることが主な役割であり、県から検査体制に関する協力要請等があった場合には、それに対応します。

この節においては、「準備期」と「対応期」はありません。

1 初動期

(1) 目的

市内で新型インフルエンザ等が発生した際に、適切な検査を実施して患者を早期に見出すことで、適切な医療体制を維持し、感染拡大を防止します。

(2) 所要の対応

2-1 検査体制の周知

県が構築する検査体制（対象者、実施方法、場所等）や民間事業所が実施する検査等について、市民に分かりやすく周知します。（総合政策部、健康医療部）

2-2 市内医療機関等の状況確認

市内医療機関における検査状況（市民からの問い合わせ、実施の可否、対応数、検査関連物資の確保等）について県（松戸保健所）と情報を共有し、必要に応じて県へ検査に関する要請をします。

また、市医師会、松戸市薬剤師会等と連携し、適切に検査を実施できる体制について検討します。（健康医療部）

2-3 県への協力

検査体制及び実施に関して県から協力要請があった場合は協力します。（健康医療部）

第8節 保健

1 準備期

(1) 目的

市は平時から、県や松戸保健所から提供される情報を収集し、市内医療機関や市医師会、学校等から感染症の流行に関する情報を得るなど、市内の感染状況の把握に取り組みます。また、保健所等が実施する感染症に関する研修や訓練への参加、庁内においては、感染症危機時における体制の整備や連携を図り、研修等を実施し、有事に備えます。

このように平時からの準備に加え、感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

(2) 所要の対応

1-1 業務継続計画を含む体制の整備

- ①市は、感染症有事の体制について、常設する感染症対策委員会において毎年度確認します。(全庁)
- ②市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、BCP [新型インフル等編] について、業務量が増加する部署への応援、市実行本部とともに、県(松戸保健所)から応援要請があった場合の応援派遣等についても考慮し、必要に応じて随時見直しを行います。(全庁)

表7 臨時担当室等、新たに職員が必要となると思われる部署

想定される新たな部署や応援(主なもの)	新型コロナ時における最大数 (新型コロナ時を参考。延べ人)
市実行本部	約1,150
ワクチン接種	約6,400
福祉等臨時給付金担当・経済支援等	約1,700
保健所応援	約5,100

1-2 人材の育成

市、医療機関及び社会福祉施設等は、定期的に訓練(個人防護具の着脱等)を実施する等、有事に対応できるようにします。また、市職員の他、医療関係者や福祉施設関係者等は、県や運営母体等による感染症に関する研修や訓練等に参加し、その結果を職場内で共有するなど、感染症に関する知識を高めます。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、その他関係部署)

1-3 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ①市は、国や県から提供された情報を活用しながら、市の実情に合わせた方法で、市民等に対して、情報提供・共有を行います。また、市民からの問い合わせや相談への対応のための体制や、リスクコミュニケーションの在り方等についてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を市民へ提供・共有するための体制を構築できるようにします。
- ②市は、感染症情報の共有にあたり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、情報提供・共有体制の構築にいかす方法等を整理します。
- ③市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します。
- ④市は、県や関係機関等と連携し、高齢者、子ども、外国人市民、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症情報の共有についても適切に配慮します。

2 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、この時期から迅速に準備を進めることが重要です。

市は、県（松戸保健所）に状況を確認し、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるように、有事体制への移行準備を進めます。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、市民や関係機関等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減します。

(2) 所要の対応

2-1 有事体制への移行準備

- ①市は、国や県からの情報を確認し、必要に応じて市、県（松戸保健所）、三師会等と情報共有の機会を設け、有事体制への移行準備を始めます。（全庁）
- ②初動期は松戸保健所の業務量の増大が見込まれるため、市は、県（松戸保健所）から職員の応援派遣要請を想定して準備を進め、要請時には協力します。（総務部）

2-2 市民への情報提供・共有の開始

市は、国・県が構築した情報提供・共有体制を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、双方向的コミュニケーションを行うとともに、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。(健康医療部、その他関係部署)

3 対応期

(1) 目的

市は、県(松戸保健所)、三師会、市内医療機関、市内事業者等の市内関係機関と連携して新型インフルエンザ等の流行初期から、感染状況に応じながら感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

(2) 所要の対応

3-1 有事体制への移行

- ①市は、継続すべき業務に支障をきたさないよう、BCP[新型インフル等編]に基づいて、有事体制に移行し、市の体制を強化します。(全庁)
- ②市は県(松戸保健所)から職員の応援派遣の要請を受けた時には、速やかに対応し、保健所を支援します。(総務部)
- ③市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解を図るため、県に必要な情報の提供を求めます。(健康医療部)

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 相談対応

- ①市は、有症状者からの相談だけでなく、検査・受診、予防接種、保育所等の社会福祉施設関係、経済など様々な相談に対応する体制を継続し、強化します。(総合政策部、健康医療部)
- ②市は、「県が設置する相談センター」を市民等に広報・周知します。また、市民からの問い合わせに同様の対応ができるよう、相談センターの対応内容を確認し、説明に食い違いが生じないようにします。(健康医療部)

3-2-2 検査・サーベイランス

- ①市は、国・県による検査実施の方針決定や段階的な見直しについて必要な協力を行います。また、検査実施の方針等について、市民に分かりやすく情報提供・共有します。(総合政策部、健康医療部)
- ②県が独自に判断して感染症サーベイランスを実施した場合は、より地域の感染動向に即して情報が得られることから、有益な情報として市民に分かりやすく提供します。(総合政策部、健康医療部)

3-2-3 健康観察及び生活支援

- ①市は、県(松戸保健所)が実施する健康観察に協力します。(全庁)
- ②市は、県(松戸保健所)から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有

を受けて、県（松戸保健所）が実施する当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービス（食事の提供等又はパルスオキシメーター等の物品貸出）に協力します*。（全庁）

- ③市は、県が実施するもの以外の生活支援（新型コロナ下においては生活用品の購入支援）を当該患者が希望した場合、県（松戸保健所）と協力し、支援につなげます。市はあらかじめその支援範囲を定め、市民に周知します。（健康医療部）

*感染症法第44条の3第9項、10項

3-2-4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ①市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行います。（健康医療部、その他関係部署）
- ②市は、高齢者、子ども、外国人市民等、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県（松戸保健所）や関係機関等と連携の上、適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法で感染症対策及び各種支援策の周知広報等を行います。（健康医療部、その他関係部署）

第9節 物資

対応期において物資が不足する場合は、県に要請し、県により国への要請、業者間の融通、運送、売り渡しの要請等の調整が行われることから、本節においては「準備期」「初動期」のみ記載します。

1 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事の際に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。市等は、感染症対策物資等の備蓄推進等に必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにします。

(2) 所要の対応

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ①市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。(健康医療部)

表8 備蓄を想定している物資・資材

令和7年3月末現在

物資・資材	備蓄量	物資・資材	備蓄量
N95 マスク	2,800 枚	手指消毒液（第4類）	300 本
不織布マスク	97,000 枚	手指消毒液（第4類以外）	1,500 本
ゴム手袋（各サイズ）	5,200 枚	次亜塩素酸ナトリウム	60 本
アイソレーションガウン	5,300 枚	携帯用消毒液	120 本
納体袋	60 セット	ゴーグル等	200 個

- ②市消防は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めます。(消防局)
- ③市民に対し、マスク等の感染症対策物資、食料品、生活必需品の備蓄等、災害対策も兼ねて、平時からの準備を勧奨します。(健康医療部)。
- ④市内医療機関、福祉施設、教育施設、事業者等に対し、職場等における感染症対策物資の備蓄について、平時からの準備を勧奨します。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)

2 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策が滞らないよう、平時から備蓄した物資を確認する等、有事への対応に備えます。

(2) 所要の対応

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ①市は、平時から備蓄した物資の在庫状況を確認しておきます。有事の際(対応期)に想定される感染症対策物資等の必要数を把握します。(健康医療部)
- ②市は、市民や事業者等に対し、有事の際に必要なマスク等の感染症対策物資、その他、日常生活必需品等の備蓄品を準備・確認するよう周知します。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)

2-2 円滑な供給に向けた準備

- ①市は、感染症対策物資に関し、市内医療機関、福祉施設、事業所や市民等の備蓄状況を可能な範囲で確認し、供給不足が生じる恐れが予想される場合は、県に対し支援を要請します。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、その他関係部署)
- ②市は、市民等が根拠のない感染症情報等で動揺したり、日常生活(購買行為等)において混乱が生じたりしないよう、冷静な対応を呼びかけます。(健康医療部)

第10節 市民生活及び市民経済の安定の確保

1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。市は必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や庁内との連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。(全庁)

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続きについては、DXを推進し、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人市民等も含め支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意して、適切な仕組みの整備を行います。(市民部、健康医療部、その他関係部署)

1-3 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

県は、事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生時にオンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等により人と人との接触機会を低減する取組が勧奨される可能性があることを周知するとともに、事態に備えた準備を検討するよう勧奨します。市はその周知等に協力します。(経済振興部、健康医療部、その他関係部署)

1-4 物資及び資材の備蓄

- ①市は、市行動計画に基づき、「9 物資」の1-1に示した感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します*。(健康医療部、その他関係部署)

*特措法第10条

- ②市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。(健康医療部)

1-5 生活支援を要する者への支援等の準備

- ①市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続きについて検討します*。(福祉長寿部、

健康医療部、子ども部、その他関係部署)

*新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン P21～23『(参考) 要配慮者への対応』より

②市は、市内における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努めます。(福祉長寿部、その他関係部署)

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

新型インフルエンザ等が拡大した場合には、死亡者数が通常の火葬能力を超える事態が起こり得ます。この場合、火葬の円滑な実施に支障が生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性があります。

① 市の火葬場では、大規模感染症発生時の非常事態には、通常の火葬受け入れ枠を拡大する体制を整備します。

非常事態の体制で対応できない場合には、県と連携し、広域での火葬や一時的に遺体を安置できる施設等について検討します。

また、戸籍事務担当部署等、関係部署とも連携・調整を図ります。(市民部、健康医療部)

② 遺体の保存に必要な資機材の調達方法や遺体の搬送方法については、県及び関係機関と連携して、検討します。(健康医療部)

2 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民や事業者等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等を呼びかけます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

2-1 事業継続に向けた準備等

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請します。市は、その周知等に協力します。(経済振興部、健康医療部、その他関係部署)

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品などの生活必需品の他、市民生活との関連性が高い物資等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけます。

県は、事業者に対して生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及

び売り惜しみを生じさせないよう要請します。(経済振興部、その他関係部署)

2-3 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、市外での火葬や、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について、県と連携して準備をします。(健康医療部)

3 対応期

(1) 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

市民、事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民経済活動の安定を確保します。

(2) 所要の対応

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市は、市民等に対し、食料品などの生活必需品その他、市民生活との関連性が高い物資等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼びかけます。(経済振興部、健康医療部)

3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等、必要な施策を講じます。(健康医療部、福祉長寿部、子ども部、学校教育部、その他関係部署)

3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、必要に応じて生活支援、搬送、死亡時の対応等を行います。(福祉長寿部、健康医療部、子ども部、その他関係部署)

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限の他、長期に及ぶ学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する必要な支援を行います。(学校教育部)

3-1-5 サービス水準に係る市民への周知

市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、市民

等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性について周知し、理解を得るように努めます。(経済振興部)

3-1-6 生活関連物資等の価格の安定等

- ①市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、国や県が行う取組みに必要な協力を行います。(経済振興部)
- ②市は生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。(経済振興部)
- ③市は生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が生じ、若しくは生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。(経済振興部)
- ④市は新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資又は役務若しくは市民経済上重要な物資又は役務の価格の高騰並びに供給不足が生じ、若しくは生じるおそれがあるときは、国や県が行う、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置に必要な応じて協力する等、適切な措置を講じます*。(経済振興部)

*特措法第59条

3-1-7 埋葬・火葬の特例等

- ①市は、県を通じた国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ②市は、遺体の搬送及び火葬に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的に遺体を安置できる施設等(以下、「臨時遺体安置所」という)として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- ③市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- ④市は、県を通じた国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、臨時遺体安置所を直ちに確保します。
- ⑤市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
- ⑥臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から広域火葬について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- ⑦新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要

があるときは、厚生労働大臣は地域や期間を定め市の区域外であっても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例を設けるので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

(①～⑦健康医療部)

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置の他、必要な措置を公平性にも留意して効果的に講じます。(経済振興部)

3-2-2 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者として、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者と連携して水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。(水道部)

資料1 【用語解説】※五十音順

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
外国人市民等	「外国人市民」は、松戸市に住所を持つ外国籍の市民のこと。国・県の計画では「日本語能力が十分でない外国人」と表記されている。支援対象には旅行などで滞在中の外国人も含むが、外国人市民向けの情報に配慮することで網羅されたと考え、これについては「等」に含むこととする。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランス	感染症法第12条及び第14条等の規定により届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。広義には、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
感染症指定医療機関	県行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」「第一種感染症指定医療機関」「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬事法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等に暴露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型またはA型のように毎年の抗原変異が起こらないB型によ

資料1 用語解説

用語	内容
	り引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定により、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等の優先順を事前に示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、または、そのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定（地方）公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年度厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
県等	県および保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。PPE (Personal Protective Equipment)。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 項に基づき政令で定める機関。公共的機関及び公益的事業を営む法人であり、新型インフルエンザ等が発生したときに、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定により、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

資料1 用語解説

用語	内容
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定により、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型コロナウイルス感染症	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。その際、県や市は、事務連絡「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例公表の考え方について（令和 7 年 7 月 2 日）」を参考にする。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
双方向のコミュニケーション	市、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定により、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。初期対応を行う者として、登録事業者の従業員と対策の実施に携わる公務員が対象。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

資料1 用語解説

用語	内容
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条の規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	元は「読み書きの能力を指す言葉だが、「特定の分野に関する知識や能力、それを活用する能力」を意味する。
ワンボイス	危機時など、組織や集団が共通の目標やメッセージに向かって、一貫した情報を発信すること。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取り組み。

資料1 用語解説

用語	内容
ICT	Information and Communication Technology の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。

政府・県・市町村対策本部の関係

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画より引用

WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、
新型インフルエンザ等の発生を確認

厚生労働大臣が新型インフルエンザ等が発生したと認め、公表。内閣総理大臣へ報告

内閣総理大臣が政府対策本部設置を閣議決定
※り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと概ね同程度
以下と認められる場合は除く。

政府対策本部

本部長：内閣総理大臣

新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（基本的対処方針）を定める。

※基本的対処方針で定める事項：① 発生の状況に関する事実 ② 対処に関する全般的な方針 ③ 対策の実施に関する重要事項

政府対策本部が設置されたとき、知事が直ちに設置
（特措法第22条第1項）

千葉県新型インフルエンザ等対策本部

本部長：知事
副本部長：副知事
本部長員：関係部局長

- ◆ 県内における、**新型インフルエンザ等対策の総合的な推進**に関する事務を所掌
- ◆ 分掌事務に応じて、本部には**部**、部には**班**を設置

千葉県新型インフルエンザ等対策本部事務局

事務局長：健康危機対策監
事務局次長：健康福祉政策課長

千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議

会長：健康福祉部長
副会長：保健医療担当部長、健康福祉部次長
委員：関係課及び局の長

- ◆ 庁内各部局間の情報共有と連携
- ◆ 対策本部会議を円滑に行うために設置

諮問・答申

専門的立場から意見を聞く
ため必要に応じて設置

対策本部専門部会

設置：本部長
委員：感染症に関する専門的知識を
有する者、その他学識経験者等

各種情報提供
協力依頼・要請等

県内関係機関

諮問・答申

専門的立場から意見を聞く
ため必要に応じて設置

連絡会議専門部会

設置：会長
委員：感染症に関する専門的知識を
有する者、その他学識経験者等

市町村対策本部

本部長：市町村長

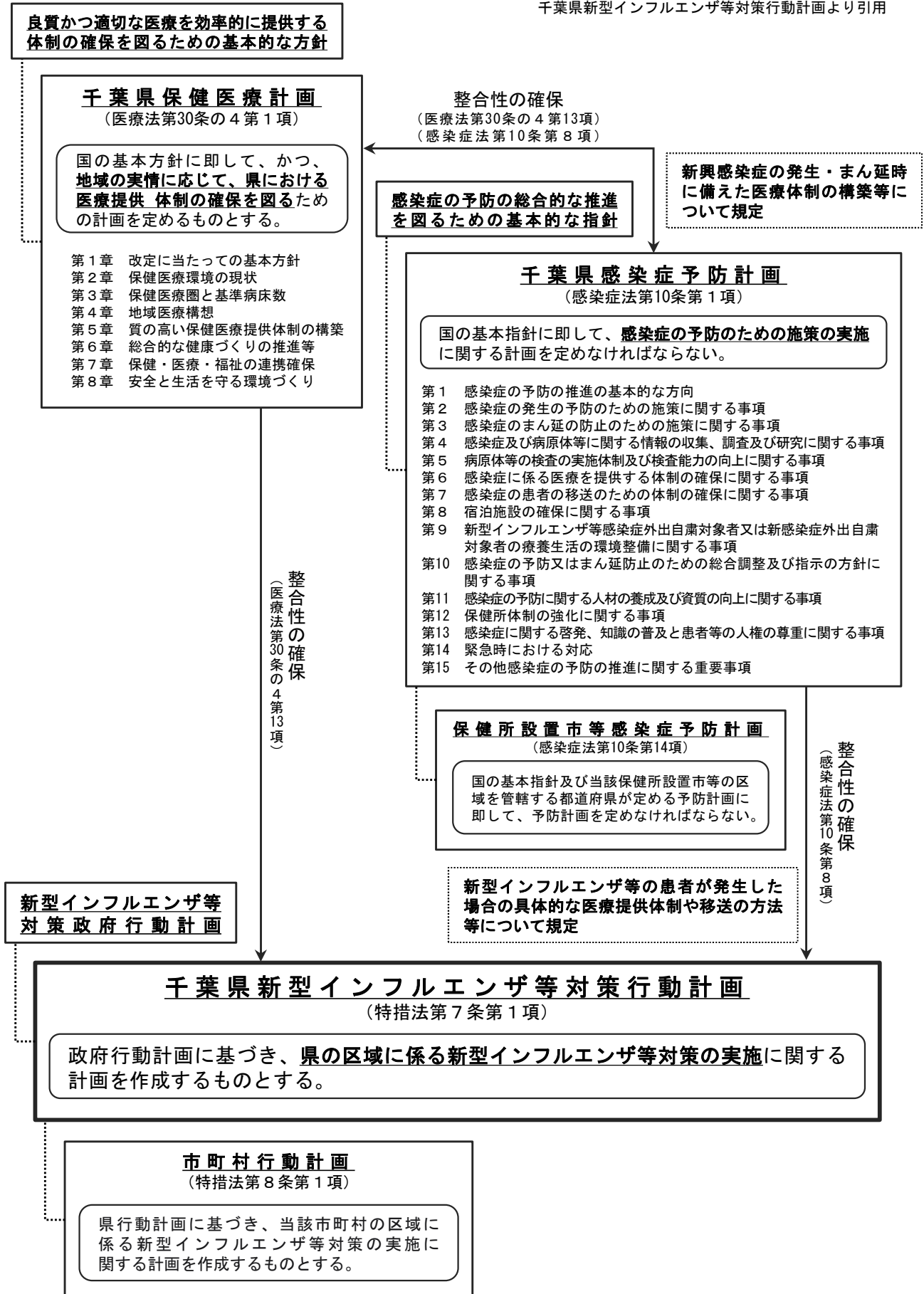
新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市町村長が直ちに設置

総合調整の要請等

総合調整の要請等

県医療計画・県感染症予防計画と千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画の関係

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画より引用



○松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日

松戸市条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、松戸市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により、国の職員その他本市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部

を置くことができる。

- 2 部に属する本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。